

平成29年度第2回  
泉大津市都市計画審議会

議事摘録

平成30年2月9日（金）  
午後4時00分

泉大津市役所 3階大会議室

## 平成 29 年度第 2 回泉大津市都市計画審議会 議事摘録

### 【議 題】

審議案件 議案第 1 号 泉大津市の都市計画に関する基本的な方針の改定  
について

【開催日時】 平成 30 年 2 月 9 日（金） 16 : 00～17 : 00

【開催場所】 泉大津市役所 職員会館 3 階集会室

### 【出席委員】

阿部委員	臼谷委員	久 委員	江野委員	北島委員
藤原委員	森田委員	村岡委員	池辺委員	高橋委員
貫野委員	溝口委員	小橋委員	近藤委員	

### 【欠席委員】

波床委員

### 【事務局】

市長	南出 賢一
都市政策部長	丸山 理佳
都市政策部理事	濱田 洋
都市政策部次長	向井 秀樹
まちづくり政策課長	山野 真範
まちづくり政策課係長	八木 勇司
まちづくり政策課係員	中村 剛
まちづくり政策課係員	谷村 雄祐

### 【傍聴者】

0 名

## 【議事概要】

- (1) 開会
- (2) 傍聴者入場
- (3) 市長挨拶
- (4) 議案第1号 泉大津市の都市計画に関する基本的な方針の改定について
- (5) 閉会

## 【議事内容】

- (1) 開 会

### 【事務局】

ただ今より、平成29年度第2回泉大津市都市計画審議会を開催させていただきます。

先に、資料の確認をお願いいたします。まず、次第、議案書、参考資料として資料①パワーポイント資料、資料②都市計画マスタープラン概要版、資料③パブリックコメントの結果について。最後に、議案書差し替え資料の計8点となっております。もし、お持ちでない方がおられましたら、お申しつけください。

なお、本日は、現委員数15名の方々のうち14名の委員のご出席をいただいておりますので、本市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしていることをご報告いたします。

- (2) 傍聴者入場

### 【事務局】

会議は原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者は、ございません。

また、会議録は、公表としておりますので、記録のため必要に応じて写真撮影・録音をさせていただきますので、ご了解のほどよろしくお願い申し上げます。

- (3) 市長挨拶

- (4) 議案第1号 泉大津市の都市計画に関する基本的な方針の改定について

### 【事務局】

まずは、前回の本審議会から本日までの動きについて、ご説明させていただきます。

きます。昨年11月21日に開催いたしました第1回都市計画審議会の中で、都市計画マスタープランの素案について、ご説明をさせていただきました。

そして、その時のご意見を踏まえ修正したものについて12月19日から1月9日までの間、パブリックコメントを実施しました。それぞれのご意見と、それらに対する対応や、考え方につきましては、後ほど、ご説明させていただきますが、それぞれのご意見やその対応について1月12日に庁内関係部局職員による庁内会議、また、1月23日には、第3回都市計画マスタープラン策定委員会を開催し、内容の確認をいただき、(案)としてまとめさせていただきました。そして、本日、「泉大津市の都市計画に関する基本的な方針」の改定といたしまして、本審議会に諮問させて頂いているところでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますが、構成や主な考え方、方針等につきましては、前回、報告時から大きな変更は、ございませんので、本日は、前回の「審議会」及び「パブリックコメント」において、頂きました、主なご意見とそれらによる変更内容やご意見に対する考え方などについて、ご説明させていただきます。

まずは、No. 1といたしまして、計画の信頼性をあげるためにも施策の具体的な目標年次を定めることはできないか。また、2年以内、5年以内、10年以内といった具体的な計画を纏めていただきたいというご意見についてでございますが、「都市計画マスタープラン」は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものであり、個別の事業計画については、「本都市計画マスタープラン」に基づいて個々に定め施策展開を図っていくものと考えております。しかしながら、今後、本計画に基づいて、都市づくりを実行していくために、第4章の「3. 都市計画マスタープランの進行管理」におけるPDCAサイクルによる進行管理の表記に加え、こちらの図を掲載し、中間年度における進捗確認や最終年度における見直しとともに各種関連計画との整合性の確認などの検証について、あらためて位置付けを行わせていただきました。

No. 2は、「まちづくり」「都市づくり」の用語の定義、また、その関係性でございます。さらに「都市づくり」への市民参加についてのご意見ですが、こちらにつきましては、「序章」において、当初から「まちづくり」、「都市づくり」の言葉の定義を行っておりましたが、これに加え、その関係性につい

での記載を追加いたしました。また、第4章において協働の位置付けとして記載していた図を「協働による都市づくり」として修正いたしました。もう少し、変更点についてご説明いたしますと、まず、言葉の定義については、前回報告から変更はございませんが、今回は、それぞれの関係性について、「まちづくり」は、様々な分野から成り立つ、市全体の暮らし等をよくするために行うものであり、「都市づくり」は、その一つの分野を担うものである。しかし、「都市づくり」は、「まちづくり」の中でも、その基盤となるものであり、本市がめざす「まちづくり」を進めるためには、「都市づくり」を充実させる必要があると、付け加えさせていただきました。画面の下の図は、只今、説明いたしました「まちづくり」と「都市づくり」の関係性について図化したものであり、先ほどの説明とあわせ、本編に付け加えさせていただいております。次に、「都市づくり」における市民参加についてでございますが、もちろん「都市づくり」においても市民や団体、事業者との協働、また、専門家からのアドバイスなどは、必要不可欠であると考えております。その関係性について、前回、掲載していた図を「都市づくり」にしぼって修正いたしました。

次に、NO. 3の「都市計画マスタープラン」における産業の具体的な施策についてでございますが、「都市計画マスタープラン」は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものでありますので、「産業」に関する内容については、主に土地利用に関するものとして、どのような場所で「産業」を行っていくかについての位置付けを行うものと考えております。今回の「都市計画マスタープラン」においては、第2章の全体構想、「2. 都市づくり構想」の中で「将来土地利用」といたしまして、こちらの図を掲載し、この中で「産業」を行う場所として、臨海部、そして、既存産業が残る南部地域、更なる商業の発展を望む鉄道駅周辺、さらに、幹線道路の沿道を位置づけております。

次にNo. 4の市域の特性から歩行者、自転車を中心とした道路ネットワークを構築する中で、幹線道路沿道の利用促進や臨海部を交流拠点に位置付けることは、矛盾するのではないかというご意見についてですが、こちらにつきましては、幹線道路自体は、自動車だけでなく、自転車や歩行者においても、快適に利用できる道路であるべきものだと考えております。さらに、市外からの利用も含め有効な土地利用を図るという目的で、位置づけを行っているもので

ございます。また、臨海部の交流拠点においても、市外からの利用も、一つの目的として、位置づけを行っております。

次に、No. 5の防災の観点から津波などの危険性のある、臨海部への交流拠点の位置づけを行うことは、望ましくないと思う、というご意見でございますが、こちらにつきましては、まず、市域の狭い本市にとって、臨海部は、あらゆる可能性を秘めた土地として期待値の高い場所であり、交流拠点としての土地利用についても期待しているところでございます。もちろん、津波の危険性は、ございますので、現在、想定されている地震による本市への津波到達、想定時間が、90分程度であるということ踏まえ、交流拠点に限らず、臨海部の土地利用については、避難路への安全な誘導についても、あわせて位置づけを行っております。

次に、No. 6の自動車の自動運転技術が伸びており、いずれ、自動運転車両による自動車ネットワーク社会となる可能性についてのご意見でございますが、こちらにつきましては、現時点では、自動車自動運転技術の普及による交通状況の変化の予測が難しいものであるため、直接的な内容については、触れておりませんが、交通体系に関する方針の中で、道路整備の計画については、道路状況により見直すこととしており、影響が著しい場合においては、交通体系に関するものにとらわれず、本計画そのものの見直しについても検討すべきであると考えております。

次に、No. 7の現行、「都市計画マスタープラン」の検証についてのご意見ですが、こちらにつきましては、改定版の第2章「3. 都市づくりの方針」を策定する際に行っております。方法といたしましては、現行計画の「5. 分野別のまちづくり」の中で位置づけられました各取り組みにつきまして、「実施状況」、「達成度」、それらに関する「市民意向等」を踏まえ、関係各課と検証を行っております。改定案につきましては、この結果をうけまして引き続き、必要な取り組みについては、継続して位置づけを行っております。

最後になりますが、No. 8は、教育、福祉、防災、歴史文化、景観、観光、開発、海浜公園等、全て大切であり、どの分野を先に掲げて、「まちづくり」を行っていくのか、というご意見でございますが、こちらにつきましては、「まちづくり」を進めるためには、いずれの分野も必要不可欠ではございますが、

「都市計画マスタープラン」は、「市の都市計画に関する基本的な方針」を示すものでありますので、各分野において、すすめる内容につきましては、それぞれの分野の中で社会情勢などを踏まえ、取り組むものとの考えております。

以上が、前回、都市計画審議会、パブリックコメントによる主なご意見とその対応及び考え方でございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。先ほどもご覧いただきましたが、本日、(案)の承認を得られましたら、すみやかに本市市議会に報告を行い、3月ごろの公表を行ってまいりたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、案件の説明を終わらせて頂きます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 【会長】

前回の都市計画審議会以降、パブリックコメント、策定委員会を開催し、精度の高い案が示されたと思います。今、ご報告いただいた内容を踏まえ、あらかじめお手元に、配布していただいた泉大津市都市計画マスタープラン(案)について、ご意見、ご質問等は、ございませんか。

#### 【溝口委員】

事務局から説明をいただきましたが、内容を目で追っていけず確認できなかった。No. 7の「現行都市計画マスタープランの検証について」の部分ですが、対応、考え方について、現行の文言が入っているのか。確認させてください。

#### 【事務局】

例えば、38ページからの「都市づくりの方針」という所の39ページの「土地利用の適正化に向けた取り組みを推進します」というところの中で、「住居系用途地域については、当該周辺地域の状況等と調和できるような土地利用の誘導を行います。」とか「工業系用途地域については、長期的な視点を持ち、秩序ある土地利用の誘導を行います。」といった表現で、示しています。

#### 【溝口委員】

現行都市計画マスタープランの検証をどうしているかということが、新しいマスタープランの中で、例えば1項を設けて、マスタープランを進めていく状況の前の段階で、現行マスタープランの評価と達成度といいますか、そういつ

たものを、項目を挙げて出していかないと、これが現行マスタープランのどこに、文言として入っているかわからない。今の説明のところだと、この文面の中から、どうしてこの現行のマスタープランの評価が入っていると判断できるかどうか。当然、担当課の方では、一生懸命、評価しているということは、わかっているのですが、今までのマスタープランがあって、今回、新たにマスタープランを改正される理由として、現行に対する評価と反省点を書いていたかかないと、今回10年を目安に出されておりますが、10年経ったときに情勢が変化したからといって、マスタープランの形が新たに別のものになってしまって、どこで評価したかわからないとなってしまうことを恐れるわけです。ただ、それぞれのマスタープランを策定される際に、一生懸命、内容を詰めてやられたと思うのですが、現行のマスタープランの中にも10年後には、こうした形になりたいという視点が何個も出ており、そのことに対して、現状うまいくいっているのか、これはここまでだが現状としてはそぐわないことだから今回は置いておきましょう、という話になっているのか。そういったことをしっかりやっていただかないと継続性の問題から、今回、議論されているような内容が、この10年経ったときに環境が変わりましたからといって、追いやられてしまうような話になるのであれば、この段階で我々が審議していることが無為に帰するのではないかと思いますので、その辺のところをお話したいと思いません。

#### 【事務局】

前回のマスタープランにつきましては、市民が主役のまちづくりというところを基本理念として継承して計画の策定を行ってまいりました。前回のマスタープランにつきましては、初めて作るということで、ワークショップを多岐にわたって開催し、分野別でも行わせていただき、その辺りのご意見をまちづくりストーリーという形で表現させていただきました。ただ、その達成度合いを検証していくとしておりましたが、なかなか検証しづらいところもあるなかで、進めて参りました。今般、都市計画マスタープランを策定させていただく中で、しっかりとした都市づくりというところで、都市計画の進め方をしっかり書き込んでいきたいとしています。検証を行い、今回、都市計画マスタープランを策定する中で、都市づくりに重きをおきながら10年後、しっかり第4章に掲げ



させていただいております事業が進展するように策定させていただいているという風に考えております。

**【阿部会長】**

議長に預らせていただきたいのですけれども、今の溝口委員さんのご意見は、私も前回、審議会で、申し上げたことと重なっていますので、序章の改定の背景、そこに「本市では、平成20年に策定した・・・」とありますが、それをもう少し具体的に、今、事務局から示された文言を入れて、どういう風に検証して、今後の38ページからの都市づくりの方針に活かしていくのかという全体の流れを改定の背景の中に書き込む。そして、溝口委員がおっしゃられたような事業の全体の継続性と新しく発生した課題に対する対応、あるいはパブリックコメントに現れた市民の要望、そういうものを踏まえて、この新たな改定の基本方針を定めたというような背景を抽出することによって、ある程度、可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**【溝口委員】**

ありがとうございます。そこに入れていただくことが妥当だと思います。今、現行の都市計画マスタープランの中にも具体的なことがいろいろ入っており、この段階で、新しい都市づくりの話になった時に、その項目が全部なくなってしまう訳ですね。何個、入れていただいているかわかりませんが、「まちづくりストーリー」ということで、たくさんの項目があるんですが、継続していくのか、ちょっと待ってもらいましょうとなるのか、今回のマスタープランは、まさに、そういった流れからいきますと、それを深めていくというよりは、別の視点からやっていきたいと思いますというように見えてならないんですね。それならそれで、皆さんにご理解いただけるような文言を書き込むべきではないかなと思いますので、その点だけよろしくお願いします。

**【阿部会長】**

今、おっしゃられたように継承していく部分と新たに時代的变化で作らなければならない枠組みとそのようなものがありますので、その点を整理して文言を付け加える。そのことに関しては、最後に申し上げるつもりでございましたが、私の方に預けさせていただいて事務局と調整の上、整理させていただくという方向で、やりたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

はい。

**【久委員】**

資料①のスライドの 15 ページのところのところに別の形で、関連しているところが書いてあると思うのですが、その対応、考え方ということで、「都市計画マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針を示すものである。」と書いておりました、最初のタイトルにもありますように、正式名所としては、「泉大津市の都市計画に関する基本的な方針」ということなんですね。まさしく、基本的方針レベルのことを定めて、都市計画法でいうと第 18 条の 2 になりますけど、この方針に基づいて市の都市計画が決定されていくとなっております。そういう意味では、前回のマスタープランが、かなり事業レベルの細かいところまで書き込んでしまっていたので、今回は、本来の都市計画の基本的な方針のレベルに取り組みさせていただいて、これに基づいて、どういった事業を展開していくのかということ、次の段階として、二段構えにさせていただいたと理解できるのではないかと思います。ですので、この都市計画審議会としても、この都市計画の方針に基づいて、何がどう動いていって、3 年後、5 年後、10 年後、こういう都市計画の方針に書かれている将来像が実現できるかどうかという形で、検証したいという訳でございますので、次のステップの中で、前回記載されていたそれぞれの事業が継承されるのか、あるいは、変更されるのかという観点で見直していければ、またその辺りの関係性を先ほど、会長おっしゃったところを書いていただければ、前回のものと今回のものが、内容的に違うということも、よりわかりやすくなるんじゃないかなと思っております。

**【会長】**

ありがとうございます。久委員には、策定委員会でもお世話になっておりますので、具体的な流れとかは、詳しいと思いますので、私の方でご相談させていただきながら、書き加えるべきところを整理させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

他に、ございませんか。

**【江野委員】**

私は、JAいずみのから、今回、初めて、出席させていただいております。

この議案書の中で、16 ページに「緑が少ない」と記載をしていただいております。平成 18 年から 28 年に比べて 4.4 から 3.1 に減少しているというところ。そして 39 ページには、「土地利用の適正化に向けた取り組み」ということで、「農地の保全」という書き方を簡単にさせていただいております。43 ページには「農地、生産緑地などの保全・活用の推進」ということの記載があります。我々、JA といたしましては、農地の保全を図っていただきたいというところであり、ここには、緑などという形で、記載させていただいております。いざ、災害が起きた場合に、田んぼがあるとないのでは、保水機能が全然違うでしょうし、それに、被災したときに仮設住宅等、防災に備えての用地の確保というような点からしましても、緑が少ないと認識されているようでございますので、是非とも、今、国土交通省で、お決めいただいた 500 m<sup>2</sup> から 300 m<sup>2</sup> の面積の下限について、本市でも農地を守るということ観点から、是非、そちらに力を注いでいっていただきたいということでございます。

**【事務局】**

現在、大阪府内での事例等を収集して、他市の動向も踏まえて、検討していくというところでございます。

**【江野委員】**

それにつきましては、去年の暮れに私ども管内の市街化区域内農地をお持ちの農家の方にアンケートをさせていただいております。2 月 19 日に、そのアンケート結果が出ますので、できましたらその辺りも、ご参考にしていただいて、農家、組合員さんもどう考えているか、参考にしていただければ助かります。よろしくをお願いします。

**【会長】**

貴重なご意見、ありがとうございました。他に、ございませんか。

**【久委員】**

先ほどのご指摘は、大変重要なご指摘で、生産緑地法が、今回、大きく改正になったわけですね。今回の都市計画マスタープランの中でも具体的には、書いておりませんが、先ほどのご指摘のように生産緑地法の改正をどのように受け止めて泉大津の中で、生産緑地をどのように位置づけていくか、非常に大きな問題だと思います。その観点で言うと、従来は、その市街化区域内農

地を生産緑地に指定することによって、宅地並み課税を軽減していこうという  
ような方針で、本来、宅地であるものを、しばらく農地として継続していただ  
きましようという観点の法律だったんですが、今回の改定でより積極的に市街  
地内で農業を進行していくという観点が位置づけられております。そのために  
は、結局、金にならなければならないということで、その農地の中で、例えば、  
農家レストランを運用したりということも積極的に認めていこうという話にな  
ってきております。しかし、そういう意味では、今回の生産緑地法をうまく受  
け止めていこうとするならば、都市計画の土地利用の問題だけではなくて、農  
業振興という形で、どのように、金になる農業を展開していくのかということ  
が一方にないと、単に、その土地を残していくという話では、済まないという  
体制になっております。市役所の中でも産業振興と都市計画が、両輪となって  
農業という、農地ではなくて農業という、その生業として、どのように振興し  
ていくかという観点で、今後は進めていっていただきたいと思っております。  
ストレートには書いてはないですけども、先ほど、ご指摘の生産緑地をどの  
ように位置づけていくかというのは、泉大津の中でも今後、都市計画の中でも  
しっかりと検討していく必要がある問題だと思えます。

**【会長】**

ありがとうございました。他に、ございませんか。

**【臼谷委員】**

まず、一つ目は、この都市計画審議会とパブリックコメント、資料①ですね。  
それぞれ、前回都計審とパブリックコメントに対するお答えをされております  
が、都計審のところで、ほとんどが、基本的な方針を示すもので、今回のもの  
には、該当しませんという風に見えるんですけど、それであれば、なぜ、その  
都計審の場で言わなかったのか。パブリックコメントで頂いた意見を全て取り  
入れるのではなくて、否定しているように見えるんですけど、その辺は、いか  
がなんですか。

**【事務局】**

全て、取り入れるか、入れないかについては、あくまでも「都市計画マスタ  
ープラン」の素案に対して、どういったご意見をお持ちですかというところを  
聞いておりますので、本筋から外れている部分については、入らないとお答え

させていただいております。

**【臼谷委員】**

それなら、全部がはずれていたということになる。それなら、都計審で言っているんだから、その場で、違いますと答えたらいいのではないですか。パブリックコメントは、メールできてるから、言えないにしても、その場で言っているんだから、その場で言ったら、もっと良い建設的な話になったんじゃないかなと思うです。

**【事務局】**

都市計画審議会でご頂いた意見についても、その内容について、中でも検討して整理させていただいてご回答させていただいております。

**【臼谷委員】**

その辺の進め方がおかしい。それでは発展的な会話にならないと思います。今後、わかっているなら、その場でお答えいただければと思います。これは意見です。

二つ目は、資料①のスライド8の協働による都市づくりの体系の図、市民から行政への還元で書いているが、それは、主に都計審とパブリックコメントだと思うんですが、そういうことですね。

**【事務局】**

こちらについては、都市づくりを進める中で、このようなサイクルを位置づけています。

**【臼谷委員】**

それは、どういうことですか。どういう手段のことですか。

**【事務局】**

例えば、都市計画道路を構築するにあたって、皆様とワークショップをさせていただく中で、ご意見を聞かせていただいたり、さらに専門家にも入っていただいたり、学識経験者にも確認させていただいたり、そのようなサイクルを示しています。

**【臼谷委員】**

それは、市が、この人、この人、この人と選ぶわけでしょ。組織委員会って、広く市民から意見を集約するのがパブリックコメントでしょ。ところが、この

パブリックコメントが2名、7件しか上がっていないので、この件数を上げる努力をしてもらわないと。本当に市民に意見を聞く気があるのであれば、それなりの施策をしていただかなければならない、と思います。

三つ目は、産業の具体的施策についてですが、ここでも都画審のそのような意見に対してマスタープランというものはそうではないですと、具体的なことは、別途、決めてくださいとなっている。これについては、土地利用に関する事という書き方をしているが、土地利用を御上から一方的に決められて、産業は産業ありきの話で、産業界からの意見集約は、どのようなところでなされているのですか。

#### 【事務局】

今回の策定の中でもワークショップを行わせていただいて、産業界の方にも参加していただいていますし、策定委員会にも参加していただいている中で、進めさせて頂いております。

#### 【臼谷委員】

私は、その辺が、全く産業界の土地利用に関する意見集約がなされていないという風に思います。

最後に、資料②の14ページに、いろんな形で、具体的取り組みの中に、自転車がある。この取り組みの中で、ハードの路面整備のことは書いているが、今、泉大津で一番、自転車で問題になっているのは、事故です。自転車による接触事故、対人、対車両、対物に対する接触事故が増えているんですね。これは、あくまでもハードの中で、ただ単に自転車が通りやすくするだけではなく、事故を防止するようなことを具体的に施策に入れていただけないと、危ない街になってしまうと思うので、是非、何らかかの配慮をしていただきたい。

#### 【会長】

ありがとうございます。最後の安全性については、全体にかかる重要なテーマでもありますので、自転車に限らず、歩行者の安全、自転車の安全、道路交通だけでなく、災害などかなり書き込んでいただいているのですが、安全な道路整備といいながら、その説明に安全を表現する項目がないので、事務局と整理したいと思います。

他に、ございませんか。

### 【高橋委員】

初めに溝口委員から、ご提示させていただいた部分については、会長の方で、調整いただいて書き込んでいただくということで整理をお願いします。私も、前回、ご提示させていただきまして、今回、新しいマスタープランを策定するにあたって新しい課題と従来のマスタープランの総括の上に今回の部分があるのか、先ほども議論がありましたけれども、何ができて何ができなかったのか、何が過多になっているのか、この新しいマスタープランを見ている限りでは、わからない部分があります。少し整理をお願いします。

質問は、21 ページにあります都市の基盤の中で、「都市計画道路の整備率は 8 割とあります。」さらに、「都市計画公園の整備率は、7 割とあります。」と書かれているのですが、これをもう少し、具体的にその本市の都市計画道路が何本あって、それぞれ整備がされていない理由について、その理由とそれぞれ評価があるだろうと思いますので、そのようなことも含めまして、なぜ、今、8 割という形になっておるのか。さらには、都市計画公園の整備率、これは何をもって整備率 7 割と規定をされておるのか、詳しくは存じ上げないですけども、少なくとも 7 割の評価について他市のマスタープランと比較して、その 7 割がどういう評価をされておるのかということも含めて、課題と評価についても整理していただく必要があるのではないかと考えております。下水道の面積整備率 4 割だということもありますし、今回、新しい課題だと思えますけれども公共施設の更新の問題も整理されております。そういう部分は、これからのマスタープランの課題の部分だと思えますので、そのようなところも含めてもう少し、丁寧に説明がなされても良いのではないかとということも説明に加えていただきたいことでもあります。意見です。

### 【事務局】

こちらの「第 1 章 本市の現状と都市づくりの課題」の中で示させていただいております「(6) 都市基盤」ということで、全体での状況を書かせていただいております。個々のものにつきましては、事業ごとに整理しておりますが、各施策においても検討していくものと考えております。

### 【会長】

今のご意見ご質問は、もう少し他市との比較で、数字が劣っているのか、あ

るいは、優れている場合もあると思いますが、そういう相対評価の中でこの数字を位置づけてほしいというご質問ですが。

**【久委員】**

進捗率だけで評価ができないところがあります。私もいくつかの市でお手伝いをしておりますが、81パーセントというのは、良い方だと思います。ある市では、まだ50数パーセントで、ようやく半分出来たということです。なぜ、それだけ大きな違いがあるかというのは、泉大津が非常にコンパクトなまちだからということだからです。お隣の和泉市を見ていただいたらわかりますけども、府中から和泉中央に行くところ、府中には市街地が固まっている、一方で、和泉中央はニュータウンとして市街地が固まっていますから、その間は田園部を走ることになるわけですね。この田園部のところを緊急的にどれだけ整備していくのかという問題があって、全市域が市街地になっている泉大津は、全ての道路を整備していかないといけないわけです。広がっている市街地をお持ちのところってというのは、どこまで整備をしていったら良いのかというところを決めにくいところがあって、そういったところは、50、60パーセントというようになってしまいます。このあたりで、表にするのは、簡単にできるんですが、その結果、泉大津がどういう位置づけなのかということは、そこから読みづらいというところもある、というところをご理解いただければと思います。

**【会長】**

よろしいでしょうか。

**【高橋委員】**

はい。

**【会長】**

他に、ございませんか。

**【臼谷委員】**

このマスタープランは、良くできていると思う。今、社会的なニーズとして必要なことは、ほとんど書いてある。逆に言うとこんなことが、全部できるのか。やはり、市は、人的、在的、物的って限定的であり、これだけ全部記載され、その中から適当にやり易いものから選んでやるということでは、困ります。皆さんも心配されているのは、これだけ言っているが、本当にどれだけ、でき



るのかということ。今までも言ってきたが、できていないのではないかという所が、前例にあると思うのです。だから、皆さんが、具体的に進捗を出してという話になっていると思います。新たなマスタープランは、これで結構で、文句の付けどころはないです。ただ、大事なのは、次のことを皆さん心配されていると思うので、やはり予算の関係もあるし、人的資源もあるので何をどうするのかという所を出してもらって、それをどのような体制で皆さんに知らせて、チェックしていくのかを言っていたら、皆さん安心されるのではないかなと思います。特に、市民レベルでこういうことを言われてもわからないので、是非とも市会議員の皆様にしつかりとお願いしたいと思います。

#### 【久委員】

だからこそ、今回、本編の65ページで、先ほど、ご指摘をいただいた「協働による都市づくり」をより強調させていただいたということでございます。たかだか1ページしか書いていないわけですが、ここが、大変重要だと思っております。先ほど、なぜ、道路ができないのかというご指摘もありましたけども、泉大津で都市計画的にも最も問題のあるものと思うのは、この辺りの密集市街地をどうするかという問題です。しかしながら、これは、ほとんど個人の所有のお宅ですので、この辺りを一斉に大きく変えていくということは、至難の業になってくる。こういう密集市街地だからこそ、道路がなかなか広げられないということもあり、具体的に言うと、南海中央線が開通するまでにどれだけ時間がかかっているかということ。沿道の方々に立ち退き等をしていただかなければならないという協力なしでは、進められないという部分があり、そのためには、市役所がいくら頑張ったとしても地域の方々が、話し合っ、その方向性を決めていただかないと動かない部分があります。それを受けての65ページにある「協働による都市づくり」ということになるのですが、策定委員会でも申し上げましたが、それを地域から言ってくるのを待っているのではなくて市役所も地域に出かけて行って、5年後10年後、まちとしてどうするんだということを考えていく機運を高めていただきたいと思います。具体的には、泉大津の西側、商店街も含めてどうするかということ、市役所にも入っていただいてワークショップが繰り返されていますが、そのような形を、もう少し違う地域でもやっていただいて、市役所も一緒に入りながら一緒にまちづくりの方向

性を考えていき、同意がとれたところから順次進めていくというような体制をとっていくということが、この10年間でも早期にやっていただきたいことかと期待をしております。

**【会長】**

ありがとうございました。他に、ございませんか。

**【溝口委員】**

都市計画道路の整備率の話が出ましたので、同じ21ページのところで、泉大津中央線の延伸の話です。これは、当然、都市計画で未整備となっているところですが、42ページを見ていただくと、ここの交通体系に関する取り組みのところで、その部分が放棄されている。当然、私自身は、それはそれで良いのではないかと思うのですが、これは、そのように理解して良いのかどうかということです。この中央線の延伸部分と市民会館の跡地利用については、密接に関係してくるわけですから、この道路を、どのように行政側が考えているのか。その部分は、都市計画として外したいという意思表示で、この交通体系に関する取り組みのところには、整備済や現道あり、計画も何も入っていないという位置づけになっておるのか、そのところの確認をさせていただきたい。

**【事務局】**

こちらにつきましては、平成27年度に策定しました「道路整備方針」に基づきまして泉大津中央線の一部廃止と一部見直しという方向性を、その中で示させていただいております。今現在は、具体的に車が減っているので、この区間は廃止しても大丈夫であるという結果が示されていますが、今後その検証の作業を進めて、市の方針としては、廃止したいという方向で進めさせて頂いております。

**【臼谷委員】**

道のことで思うのですが、道をつけたら良いとか、道を広げたら良いという考え方は、本当にそれで良いのかと思っている。実際に、泉大津は、いろんな形で道が広がっているが、それに伴って、車が、スピードを出して走るようになっており、歩行者が、とても危ない。道を広げようとしたら、コストもかかるし、手間暇もかかる。先ほども言ったように人の手もお金も限られていて、本当にそこに力を入れることが良いのかという所も考えていただけたらと思い

ます。もちろん、広い道は、広い道としてつけていかなければいけないと思いますが、全体的に、そのようなことも考えていただけたらと思います。

**【会長】**

ありがとうございました。将来的な構想計画とか、道路計画というものを踏まえて、今、必要なものを整備するということが、必要だと思います。

他に、ございませんか。

では、様々なご意見をいただきました。先ほど、今後のスケジュールについてお示しいただいたように、これを踏まえて議会に報告し、30年3月に都市計画マスタープランの改定を行うという段取りです。いただいた意見につきまして、私の方で預からしていただきまして、事務局とも相談して、ご意見を有効に活かすように整理してまとめたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。今後の方針について、考え方も踏まえて、今回、出された議案、「都市計画の基本的な方針の改定について」は原案どおり、ご承認いただいでよろしいでしょうか。

**【各委員】**

異議なし

**【会長】**

ありがとうございます。

それでは、事務局の方で、これに伴って様々な作業を早速、始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。事務局に進行をお返しします。

**【事務局】**

皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。本日、皆様にご審議いただきました件につきましては、引き続き、事務局の方で、作業を進めさせていただきます。では、これをもちまして、平成29年度第2回泉大津市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。